

## 第8期 第15回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年10月4日（金） 午前9時30分～
2. 開催場所 農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員（18人）
4. 欠席委員（1人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案審議（12件）

議案第47号 農地法第3条の許可申請について	（5件）
議案第48号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	（1件）
議案第49号 農地法第5条第1項の許可申請について	（5件）
議案第50号 農用地利用集積計画書について	（1件）
7. 農業委員会事務局職員（4人）

## 8. 会議の概要

### ○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中18名です。〇〇会長代行より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は〇〇推進委員が傍聴されます。それでは〇〇会長お願いします。

### ○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

急に涼しくなりまして、ようやく秋になったと感じます。国の方では石破内閣が発足いたしまして、新たにスタートするわけですが、農政関係については大きな変化はないのではないかと考えております。またみなさん非常に心配されておられます農地の貸し借りの件について、すべて中間管理機構を介しての貸借となりますが、今後中間管理機構の職員を市町の職員が兼務するような対策がでてきております。今までと変わらないような農地の貸借ができるのではないかと考えております。まだ、最終的な決定については年度末に決まると思いますので、決まりましたらみなさんにも情報共有いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは只今から第15回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、3番 〇〇委員さん、4番 〇〇委員さん、よろしくお願いたします。

議案審議に入っていきます。今回の議案は12件です。まず、議案第47号農地法第3条の許可申請について、5件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いたします。

### ○事務局

議案第47号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、203㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は水稻、麦、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機です。労働力は、常時本人、妻、子の3人です。耕作面積は67,764.02㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

### ○議長（会長）

この件につきましては、地元は〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いたします。

### ○委員 〇〇委員

説明いたします。地図5ページをご覧ください。場所は〇〇沿いで、付近には〇〇が  
ございます。譲渡人の〇〇さんは高齢で田の維持管理ができたいため、隣接を耕作する  
〇〇さんが申請地についても耕作するとのことで話がまとまったとのことです。〇〇さ  
んは今後も規模拡大をしたいと考えておられるとのことで、何ら問題ございませんので、  
ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説  
明願います。

○事務局

2番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇  
〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、326㎡。外13筆で計14筆。合計面積は6、  
525㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は水稻、牧草です。主な農機具の保有  
状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機、ロールベアラーです。  
労働力は、本人、子の常時2人です。耕作面積は20,973㎡です。周辺農業経営へ  
の影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項1号から6号までいずれにも  
該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、私の担当地区となりますので、確認結果を報告いたします。

譲渡人の〇〇さんは市外に住んでおられまして、お母さんが亡くなりまして、ほかの  
相続人が財産放棄するとの話が進んでおりました。全員相続放棄されたら地元としても  
困るため、〇〇さんに一度相続していただいて、以前耕作していた〇〇さんに話をし、  
全ての農地を購入していただけることとなりました。〇〇さんは81歳と高齢ではござい  
ますが、息子がおられまして畜産もしておられるのですが、一緒に農業に従事している  
ため問題ないと思われまます。以上です。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして事務局より説  
明願います。

## ○事務局

3番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、473㎡。同所同字〇〇番〇、畑、84㎡。同所字〇〇番〇、畑、819㎡。計3筆で、合計面積は1,376㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は野菜、しきみです。耕作面積は0㎡です。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和6年9月24日9時から、〇〇委員さん〇〇推進委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、仕事で農業者と話をする機会が多いうえ、妻の実家が農家であるため、農作業の手伝いをする内に自分も農業をやりたいとの気持ちが強くなり譲渡人と売買で話がまとまった。噴霧器、草刈機、軽トラックを所有しており、年間を通して季節野菜としきみを栽培し、収穫物は自家消費と産直市での販売を行うとのことでした。

今後、妻の両親や知人農家から農業の指導助言を得ながら農業技術の向上と経営規模拡大を考えており、30年以上は農業に従事する予定であるとのことでした。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、妻2人で、年間250日間程度農業に従事するとのことでした。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことでした。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

## ○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

## ○委員 〇〇委員

説明します。地図7ページをご覧ください。場所は〇〇の北側に池が2つありまして、その先に〇〇があります。その施設周辺の農地になります。譲受人の〇〇さんは申請地東側に実家がございます、鉄工所を営業されております。譲渡人の〇〇さんは現在〇〇にお住いですが実家が〇〇にありまして、そこにお父さんが住んでおられました。今年の春前にお父さんが亡くなって、〇〇さんが相続された土地です。相続したものの今まで農業を行ったこともなく管理もできないため、同級生である〇〇さんに相談したと

ころ、以前から農業に興味があり、実家周辺が荒れているのもよくないとのことから売買で話がまとまりました。申請地は何十年も前から草木が生えてすぐに作物は植えられる状態ではないですが、〇〇さんが頑張って許可後すぐに農地に復元するとの話をされておられました。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、1, 192㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は果樹、しきみです。主な農機具の保有状況は、管理機、噴霧器、刈払い機、オーガ、軽トラックです。労働力は、本人常時1人です。耕作面積は5, 159㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は8ページになります。今まで何回か審議いただいているところなのですが、いわゆる太陽光パネルの下部でしきみを栽培されております。譲渡人の〇〇さんは非常に熱心にされておられましたが、少し体調を崩されたということもあって、知り合いである〇〇さんに売買で農地を渡したいということで申請が上がってまいりました。〇〇さんとも現地で話しましたが、東温市内で果樹を栽培されている方で非常に人柄もよく、適正に管理していただけるのではないかとということで承認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番目の案件につきまして事務局より説明願います。

#### ○事務局

5番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、1, 470㎡。外15筆で、計16筆。合計面積は13, 129㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、じゃがいもです。耕作面積は0㎡です。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙2をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和6年9月24日16時から、〇〇委員さん〇〇推進委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、以前から親の農業を手伝っていたため農業の経験はあり、農地所有者である弟が耕作困難となったことから、実家周辺である農地を売買することとなった。トラクター、耕うん機、軽トラックを所有しており、田植機、コンバインを知人農家から貸借するとのことです。年間を通して水稻と一部ジャガイモを作付けし、収穫物については自家消費と農協への出荷を予定しているとのことです。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、夫の2人で、年間150日間程度農業に従事するとのことです。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

#### ○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

#### ○委員 〇〇委員

説明します。この件につきましては24日に面接を実施しております。〇〇さんと〇〇さんはご姉弟でありまして、〇〇さんが農業を継続できなくなったということで、〇〇さんが農地を引継ぐこととなりました。〇〇さんの実家は〇〇さんが現在居住しているところでした、〇〇さんの行っている農業を手伝っておられます。近所の方とも顔見

知りであるとのこと。農機具は田植機とコンバインを貸借となっているが、いとこさんが所有している農機具を使用しているとのこと。また、子供もおられ農繁期には手伝っていただけとのこと。以前から手伝っていたことと、地元の除草作業等にも参加していただいているため、特に問題ないと思われ。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第48号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第48号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明します。

農用地区域からの除外の案件になります。

6番 所有者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。申出者 松山市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇の一部、田、1, 255㎡の内231㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地です。転用目的は分家住宅です。開発許可は必要で、転用許可も必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は10ページをご覧ください。場所は〇〇の南側です。譲受人〇〇さんは譲渡人〇〇さんの娘さんです。〇〇さんの職場は東温市内の会社でして、子供もまだ小さいため、親の近くで一緒に子育てもしていきたいとのこと、分家住宅で申請があがってまいりました。特に問題ないと思われ。よろしく審議をお願いします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第49号農地法第5条第1項の許可申請についてを議題といたします。7番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

議案第49号 農地法第5条第1項の許可申請書についてご説明します。

7番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、439㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は一般住宅です。権利内容は使用貸借権設定です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、私の担当地区となりますので、確認結果を報告いたします。

数年前に〇〇さんが購入された畑でして、譲渡人と譲受人は親子です。息子の家を建てるとのことで申請があがってまいりました。〇〇さんは大工兼農家ですが、周辺の農家も少なくなり耕作してほしいとの話がかかなりあるみたいで、非常に頑張っておられる方です。今後は息子も農業を手伝い一緒に農業経営をするとのことでした。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして8番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

8番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、畑、410㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天駐車場です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、担当は〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは先ほど農地法第3条で審議いただいた方と同一人物です。場所は12ページをご覧ください。先ほど説明した場所に近いところですが、今回の申請地は〇〇のすぐ隣の土地となっております。〇〇さんのお父さんの時代から〇〇さんと賃貸借契約を結んでおられまして、そのころから〇〇さんが駐車場として使用していたそうです。無断転用していたわけですが今回相続手続きが完了したため、〇〇さんに相談し

たところ、今後も駐車場として使用したいため土地を購入させてほしいとのことから売買で話がまとまったとのことです。無断転用については始末書を添付することで申請をしております。今回の転用で無断状態が解消されることとなります。現在も駐車場として使用している土地でありますので、今後も使用については問題ないと思います。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして9番目、10番目の案件につきましては、譲渡人、譲受人が同一ですので一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局

9番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 広島県広島市〇〇番〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、1, 642㎡です。都市計画区域です。は市街化調整区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は太陽光発電施設です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。

続きまして、10番 譲渡人と譲受人は9番と同じです。土地は、〇〇番〇、田、1, 748㎡です。都市計画区域以下同じです。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、担当は〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図13ページをご覧ください。2筆ございます。転用目的は太陽光発電ということで、広島会社から譲受人に話があり、譲受人は高齢によりお米を作るのが辛くなったため、売買で話がまとまったとのことです。太陽光発電の設置が終わった後の管理は〇〇さんがきちんと対応して、草刈等の管理は定期的に行うとの話を聞いております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

現況はどうなっているのですか。耕作されているのでしょうか。

○委員 ○○委員

8月27日に現地を確認した際は野菜とお米を作付けされておりました。

○委員 ○○委員

今後もこのような案件は増えてくるのではないかと思います。こういった条件であれば申請ができるのでしょうか。

○事務局

現在農地ナビで見たら地図上で青地、白地が確認できます。条件につきましては農振の白地で第2種、第3種農地であれば太陽光発電は許可となります。こちらは県の基準として農振農用地と第1種農地は許可となりません。都市計画区域は関係なく、調整区域であろうが、都市計画区域外であろうが関係はございません。

今は業者が農地ナビで調べて、農地区分を確認したいとの問い合わせは多数よせられておまして、第2種、第3種農地と答えたところの地権者に対して、文書を送付し話がまとまったら、申請がでてきているようです。今後も増えていきそうで減ることはないと思われまます。以上です。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして11番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

11番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 広島県広島市○○番 ○ ○○ ○○。土地は、○○番○、田、1, 426㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は太陽光発電施設です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、担当は○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明いたします。○○沿いの土地です。申請地の横に空き家がおございまして、以前は誰かが住まわれていたわけですが、今は誰も住んでおられません。申請地周辺にも農地がおございしますが、管理のみしている状態で何か作物を耕作しているわけではございません。この地域では耕作者がおらず、耕作放棄地が増えつつあるところなんです。そのような

ところに太陽光発電施設を設置するとのことで申請があがってまいりました。今のところ周りに迷惑がかかることはないと思われるので、承認いたしました。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第50号、農用地利用集積計画書（案）についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第50号 農用地利用集積計画（案）について説明いたします。

お手元にお配りしております。農用地利用集積計画書をご覧ください。

令和6年度第3号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要についてご説明いたします。表紙をめくってください。

今回は11月1日開始分です。申し出件数は159件、面積は386,759㎡。

その内、期間借地は1件、面積は20,007㎡となっています。

貸し手は141名、借り手は84名です。期間は、1年から20年となっています。中でも5年と10年契約が最も多くなっています。作物別設定面積で米以外11種となっております。米10aあたりの賃借料については、今回、現金での最高値8,800円、最安値は1,600円です。現物では、最高60kg、最低10kgとなっております。

地目別は、田 385,252㎡。畑 1,507㎡です。次のページから期間別、地目別の面積等が記載しております。

以上が概要でございます。東温市が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合していると考えます。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、皆様のご意見をお伺いしたらと思います。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、12件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和6年11月8日となっております。

以上で第15回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。